

処 分 基 準

令和 3 年 2 月 26 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 抱 条 項 : 第 48 条
処 分 の 概 要 : 警備業者に対する指示
原権者（委任先） : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め :
処 分 基 準 : 別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり
問い合わせ先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :